

19年4月統一地方選挙

東京都知事選挙

投・開票日 4月8日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで
★東京の未来は私が決める。★

明日の「東京」、住みよい「杉並」をつくるため、あなたの一票を忘れずに投票しましょう。

杉並区議会議員・杉並区長選挙

投票日 4月22日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで
開票日 4月23日(月)
★好きです杉並 行きます選挙!★

「選挙のお知らせ」をお送りします

今回の選挙で投票できる方には《あなたの投票所》をご案内する「選挙のお知らせ」を世帯ごとに封書でお送りします。投票日にはご本人の「選挙のお知らせ」をお持ちになり、指定された投票所で投票してください。

「選挙のお知らせ」を紛失した場合や忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。投票所で再交付します。また、届いていない場合でも投票資格があれば投票できます。

- ◎ 都知事選挙 【3月22日(木) 発送】
- ◎ 杉並区議会議員・杉並区長選挙 【4月15日(日) 発送】

杉並の選挙だより

第115号
平成19年3月22日発行
杉並区明るい選挙推進協議会
杉並区選挙管理委員会
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03 (3312) 2111 (代)



平成17年衆議院議員選挙開票風景

「注意ください」杉並区から転出する(した)方

◎ 都知事選挙

都外へ転出する(した)方は投票資格がありません。
都内へ転出する(した)方は、杉並区で投票できる場合と、できない場合がありますのでご注意ください。

- ① 転出先で投票できる方は、転出先の都内区市町村に平成18年12月21日までに転入届をされた方です。(都議会議員の補欠選挙が行われる区市町村への転入は12月29日)
- ② 杉並区で投票できる方は、杉並区の選挙人名簿に登録されている方です。

ただし、住所の移転は都内の区市町村を単位として一回だけに限られ、投票日現在の住所が杉並区から引き続きいる方です。
また、投票所には必ず「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(選挙用の住民票)(無料)」をお持ちください。

◎ 杉並区議会議員・杉並区長選挙

今回の選挙で投票できる方は、杉並区の「選挙人名簿」に登録され、引き続き投票日まで杉並区に住んでいる方です。杉並区外へ転出すると投票資格はなくなります。

阿佐谷南児童館の投票所名が変更になります

第25投票区の投票所名称が「子ども家庭支援センター」に変更になりますが、投票所の所在地に変更はありません。今までどおり児童館の1階で行います。



「選挙公報」は新聞折込みでお届けします

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」を一般紙、スポーツ紙、英字新聞などの計15紙に折り込みます。

- ◎ 都知事選挙 【3月27日(火) 朝刊】
- ◎ 杉並区議会議員・杉並区長選挙 【4月18日(水) 朝刊】

新聞を定期購読していない方や、別途送付をご希望の方は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。選挙公報をお送りします。
選挙公報は、区の施設や郵便局(本局3カ所・特定郵便局50カ所)、駅の広報スタンド、新聞販売店、公衆浴場などにも置きますのでご利用ください。



平成17年衆議院議員選挙投票風景



郵便等による不在者投票制度をご存知ですか？

身体の障害や疾病のために、投票日に投票所に行き投票することができない有権者の方々が、自宅などで投票の記載を行い、郵便等を利用して投票を行う制度です。

《利用可能者》

●身体障害者手帳 ●戦傷病者手帳 ●介護保険被保険者証 のいずれかをお持ちの方のうち、「別表1」に該当する方で、自分で文字を書くことができる方は、郵便等を利用して自宅などで投票ができます。
ただし、あらかじめ区の選挙管理委員会へ申し出て、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

郵便等による不在者投票制度の代理記載制度

《利用可能者》

「別表1」に該当し、さらに「別表2」にも該当する方は、郵便等を利用して自宅などで投票を行う場合に、代理記載人に投票の記載を行わせて投票することができます。ただし、あらかじめ区の選挙管理委員会へ申し出て、「郵便等投票証明書」の交付を受け、代理記載人となるべき者を届け出ておく必要があります。

この制度に該当する方で、申請がお済でない方（郵便投票証明書をお持ちでない方）は、お早めにお問い合わせください。



「別表1」

●身体障害者手帳 または ●戦傷病者手帳	
該当する障害の部位	該当する障害の等級(項症)
①両下肢・体幹・移動機能	1・2級の方 (特別項症～第2項症)
②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1・3級の方 (特別項症～第3項症)
③免疫機能	1・2・3級の方
●介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	
要介護5の方	

「別表2」

●身体障害者手帳 または ●戦傷病者手帳	
該当する障害の部位	該当する障害の等級(項症)
上肢・視覚の障害	1級の方 (特別項症～第2項症)

防災行政無線でお知らせします

投票日当日、午後2時と5時の2回、防災行政無線にて投票の呼びかけを行います。一票でも多くの投票をしていただくために、皆さんのご理解をお願いします。

区公式ホームページでもご覧いただけます

あなたの投票所、投票時間、投・開票速報、その他の詳細については、ホームページでも確認することができます。
ホームページアドレス
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>
モバイル版ホームページ
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/mobile/>



高円寺北区民集会所を 期日前投票所として指定します

投票日当日に仕事や用事のある方は、期日前投票制度をご利用ください。受付場所、時間などは「別表3」のとおりです。

明るい選挙推進委員などによる街頭啓発を実施します

明るい選挙推進委員が、きれいな選挙の実現とより多くの方々の投票参加を目指して、街頭にて啓発活動を行っています。
阿佐ヶ谷駅ではジャズの演奏のほか、ゆう杉並の中高校生運営委員もボランティアで一緒に呼びかけを行う予定です。



街頭啓発風景

ジャズによる投票参加の呼びかけ

期日前投票所	投票期間	
	東京都知事	杉並区議会議員 杉並区長
杉並区役所	3月23日(金) ～4月7日(土)	
地域区民センター(7カ所)		4月16日(月) ～ 4月21日(土)
区民集会所(3カ所)	西荻南 (西荻南3-5-23)	4月1日(日) ～ 4月7日(土) ※15日(日)は 投票期間では ありません
	本天沼 (本天沼2-12-10)	
	高円寺北 (高円寺北3-25-9)	
区民会館(3カ所)	方南 (和泉4-42-5)	
	久我山 (久我山3-23-20)	
	浜田山 (浜田山1-36-3)	



お問合せは、杉並区選挙管理委員会事務局まで
03-33312-2111 (代)